

従来からジャンルに偏りがあるとの指摘もあり、教育委員会としては、もう少し様々な催しを行うことは必要であると考えている。

歌謡等のイベントへの取り組みについては、振

私立大学への補助金の助成は

【憲法第八十九条】の規定に抵触するのではないか

宮本議員

(1)平成22年度から25年度まで、1億1千万円を限度とする債務負担行為として計上してあるが、補助金の支出は我が国の憲法第八十九条「公金その他の公の財産は、宗教上の組織もしくは団体の使用、便益もしくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善・教育もしくは博愛の事業に対し、これを支出し又はその利用に供してはならない」と規定してある。

市の「公の支配」に属しない一私立大学への補助金の支出は憲法第八

市長 (1)私立大学への補助金の助成については、裁判において、市立大学が学校教育法などによって

興公社とも協議し、市民の希望を調査するなどし、様々なジャンルに取り組み方向で検討するよう要請している。
(その他の質問事項)
・ 施政方針について

この判断が示されている。このようなことから、本市の私立大学に対する助成については憲法第八十九条に抵触しないと考えている。

(2)①措置命令の内容は、事業者が設置している産業廃棄物最終処理場の埋立許可区域外に埋立処分をしていく産業廃棄物の全量を撤去し、法に基づき適正に処理することとなっている。措置作業については、平成21年3月16日までに着手し、履行期限を5月15日とするなど雨期を前に完了するよう配慮された内容であり、作業実施の際は、県、市の立会いのもとで行われる予定である。

②日岳農免道路において汚泥廃棄物の運搬中に、大量の汚泥を落下拡散させ道路を汚染しているが、この件は、当事者から市や県へ報告がなかった。関連して社会福祉施設の臭気被害と飲料水の汚染について確認していたいただきたい。

十九条に抵触するのではとの見解もあるが、市長の見解をお聞かせ願いたい。

①ウィックへの措置命令の内容とその経過を説明していただきたい。

②日岳農免道路において汚泥廃棄物の運搬中に、大量の汚泥を落下拡散させ道路を汚染しているが、この件は、当事者から市や県へ報告がなかった。関連して社会福祉施設の臭気被害と飲料水の汚染について確認していたいただきたい。

規制を受けていることから公の支配が及んでいるとされ、憲法第八十九条に抵触しないという一定

環境部長 ②平成21年2月14日に事故が発生したが、2月16日に環境保全課へ報告があった。改善措置を講じるよう強く申し入れた。社会福祉施設の臭気については連絡があり職員が確認しているが、水については承知していない。

(その他の質問事項)
・ 食味ランキング特A「にこまる」のブランド化を。

大崎議員 (1)指定管理者制度について

①選考上の問題については、まず従来の競争入札とプロポーザル方式の違いをどの様に解決していくのか?また、経費削減とサービス向上という二律背反する課題をどうするか?特に前年度決算を下回ることを条件にした参考金額の提示はいかがなものか?また三年と云う一律的な期間設定を施設毎に検討すべきではないか?

②市では制度導入にあたって、各施設条例の中で

対応を実施してきたが、指定手続きの透明性を高め市民への説明責任を果たすという観点から、総合的な指定管理者条例を定めてはどうか?

(2)農林行政について、農地の保全について、市内各地で農地が転用され、アパートなどが作られているが、このままでは市内の農地はどうなるのかと憂慮されている。転用による農地減少の現状は?転用制限はできないものか?またアパート建設目的の件数とその面積、および転用の理由はどのようなものか?

市長 (1)①選定にあたってはプロポーザル方式とし、総合的な評価を行っている。限られた財源で可能な限り市民サービスの向上に努めているが、経費の削減でサービスの低下がないようにしたい。特に安心と安全に十分に配慮した管理を徹底させるなど、制度を適正に運用していきたい。

**指定管理者制度の総則条例化を！
このままでは農地が無くなる！**

大崎議員

(1)指定管理者制度について

①選考上の問題については、まず従来の競争入札とプロポーザル方式の違いをどの様に解決していくのか?また、経費削減とサービス向上という二律背反する課題をどうするか?特に前年度決算を下回ることを条件にした参考金額の提示はいかがなものか?また三年と云う一律的な期間設定を施設毎に検討すべきではないか?

②市では制度導入にあたって、各施設条例の中で

対応を実施してきたが、指定手続きの透明性を高め市民への説明責任を果たすという観点から、総合的な指定管理者条例を定めてはどうか?

(2)農林行政について、農地の保全について、市内各地で農地が転用され、アパートなどが作られているが、このままでは市内の農地はどうなるのかと憂慮されている。転用による農地減少の現状は?転用制限はできないものか?またアパート建設目的の件数とその面積、および転用の理由はどのようなものか?

市長 (1)①選定にあたってはプロポーザル方式とし、総合的な評価を行っている。限られた財源で可能な限り市民サービスの向上に努めているが、経費の削減でサービスの低下がないようにしたい。特に安心と安全に十分に配慮した管理を徹底させるなど、制度を適正に運用していきたい。

副市長 参考金額については、直近3カ年の実績と、今後予想される業務量等を勘案して算定している。指定期間については、一律3年ではなく、市民病院10年、市営住宅5年、その他は3年としている。それぞれの施設に応じて柔軟に設定している。

②施設の設置目的や業務の範囲など具体的内容が

異なるため、個別の条例に規定している。総則的な条例、個別の条例には、それぞれメリット、デメリットがあると思う。今後、検討・研究していきたい。

農業委員会会長 (2)過去5年間で転用された中で共同住宅の分については、114件約11ヘクタールである。優良農地が転用されていくのは残念であるが、条件がそろったら許可せざるを得ない。転用の理由は、多い順に、相続税対策、農業の担い手がいないこと、農薬や土ぼこりに対する新興住宅からの苦情による集約型のハウスへの転向、といったものがある。

(その他の質問事項)
・ 入国管理センター跡地の利用について
・ 競艇事業ナイター開催の問題点について

市長 (1)①選定にあたってはプロポーザル方式とし、総合的な評価を行っている。限られた財源で可能な限り市民サービスの向上に努めているが、経費の削減でサービスの低下がないようにしたい。特に安心と安全に十分に配慮した管理を徹底させるなど、制度を適正に運用していきたい。

副市長 参考金額については、直近3カ年の実績と、今後予想される業務量等を勘案して算定している。指定期間については、一律3年ではなく、市民病院10年、市営住宅5年、その他は3年としている。それぞれの施設に応じて柔軟に設定している。

②施設の設置目的や業務の範囲など具体的内容が

